平成二十五年法律第七十一号 いじめ防止対策推進法

目

総則(第一条—第十条)

いじめ防止基本方針等(第十一条—第十四条

基本的施策(第十五条—第二十一条)

第四章 いじめの防止等に関する措置(第二十二条—第二十七

第六章 第五章 雑則 (第三十四条・第三十五条) 重大事態への対処(第二十八条—第三十三条)

(目的) 章

第一条 この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その 進することを目的とする。 策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等 策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推 のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対 防止等(いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。)のための対 危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの 心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な 3 4

ている等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍し 行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童 等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定す る小学校、中学校、 義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 (幼稚部を除く。)

この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

この法律において 人)をいう。 「保護者」とは、親権を行う者 (親権を行う者のないときは、 未成年後見

(基本理念)

み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじ第三条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑 が行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなけれ われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行

の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。 重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に (いじめの禁止)

いじめを行ってはならない

第五条 国は、第三条の基本理念(以下「基本理念」という。) めの対策を総合的に策定し、 及び実施する責務を有する にのっとり、 いじめの防止等のた

しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。 (学校の設置者の責務) 地方公共団体は、基本理念にのっとり、いじめの防止等のための対策について、 国と協力

に必要な措置を講ずる責務を有する。 学校の設置者は、基本理念にのっとり、 その設置する学校におけるいじめの防止等のため

(学校及び学校の教職員の責務)

第八条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、 に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見 かつ迅速にこれに対処する責務を有する。 に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、

(保護者の責務等)

第九条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等が 導を行うよう努めるものとする。 いじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、 護するものとする。 適切に当該児童等をいじめから保

ための措置に協力するよう努めるものとする。 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等の

を軽減するものと解してはならない。ず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはなら

第十条 国及び地方公共団体は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措 置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第二章 いじめ防止基本方針等

(いじめ防止基本方針)

第十一条 文部科学大臣は、関係行政機関の長と連携協力して、いじめの防止等のための対策を総 るものとする。 合的かつ効果的に推進するための基本的な方針(以下「いじめ防止基本方針」という。)を定め

いじめ防止基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

2

いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

三 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項ニ いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

(地方いじめ防止基本方針)

団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針第十二条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共 (以下「地方いじめ防止基本方針」という。) を定めるよう努めるものとする。

(学校いじめ防止基本方針)

応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとす第十三条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に

(いじめ問題対策連絡協議会)

第十四条 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定 他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。 めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、 都道府県警察その

2 議会におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協

市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該

るため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとすいじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにす3 前二項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方

第三章 基本的施策

(学校におけるいじめの防止)

た道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。 対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じ第十五条 学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う

理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。 児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを防止するため、当該学校に

(いじめの早期発見のための措置)

2 国及び地方公共団体は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要なめ、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。第十六条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するた

学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制(次項において「相談体制」という。) 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該施策を講ずるものとする。

慮するものとする。 との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配≠ 学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等≠

(関係機関等との連携等)

を整備するものとする。

(いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上)

第十八条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを ものとする。

計画的に行わなければならない。 策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を2.学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対

(インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進)

発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情第十九条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者が、

ことができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処する

て行われるいじめに関する事案に対処する体制の整備に努めるものとする。 いかどうかを監視する関係機関又は関係団体の取組を支援するとともに、インターネットを通じ2 国及び地方公共団体は、児童等がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていな

3

(いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等)

(啓発活動)

第四章 いじめの防止等に関する措置

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

れるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成さ第二十二条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学

(いじめに対する措置)

措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。ていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受け

- とする。 - ときる。 - ときる。 - ときる。 - とさる。 -

5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっての他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。めを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等そめを受けた児童等の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじ」

携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連

い。が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならなが生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならな

(学校の設置者による推置)

(校長及び教員による懲戒) に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。 置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告 第二十四条 学校の設置者は、前条第二項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その設

て懲戒を加えるものとする。 上必要があると認めるときは、学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に、当該児童等に対し上必要があると認めるときは、学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に、当該児童等に対し 第二十五条 校長及び教員は、当該学校に在籍する児童等がいじめを行っている場合であって教育

(出席停止制度の適切な運用等)

(学校相互間の連携協力体制の整備)

| ため、学校相互間の連携協力体制を整備するものとする。 を行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する支援及びいじめ 第二十七条 地方公共団体は、いじめを受けた児童等といじめを行った児童等が同じ学校に在籍し

第五章 重大事態への対処

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。に、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方事態」という。) に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やか第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大

あると認めるとき。 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

いる疑いがあると認めるとき。 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされて

必要な情報を適切に提供するものとする。 るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他のるいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る調査を行ったときは、当該調査に係

る調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定によ

(国立大学に附属して設置される学校に係る対処)

事態が発生した旨を、文部科学大臣に報告しなければならない。 学校は、前条第一項各号に掲げる場合には、当該国立大学法人の学長又は理事長を通じて、重大学校は、前条第一項各号に掲げる場合には、当該国立大学法人の学長又は理事長を通じて、重大第二十九条 国立大学法人(国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定す

査の結果について調査を行うことができる。大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、前条第一項の規定による調2 前項の規定による報告を受けた文部科学大臣は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重

一項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。第三十五条の二において準用する独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第六十四条第事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、国立大学法人法の設置する国立大学に附属して設置される学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大3 文部科学大臣は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る国立大学法人又はそ

(公立の学校に係る対処)

第三十条 地方公共団体が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の表で表別体が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方に

きる。
を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことがでを行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことがで該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査
する。

ばならない。 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなけ

3

のと解釈してはならない。
三十一年法律第百六十二号)第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるも、第二項の規定は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和

のために必要な措置を講ずるものとする。び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止

道府県知事」という。)に報告しなければならない。は、重大事態が発生した旨を、当該学校を所轄する都道府県知事(以下この条において単に「都をいう。以下この条において同じ。)が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合に第三十一条 学校法人(私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第三条に規定する学校法人

(私立の学校に係る対処)

る。

る。

の対決により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができう等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うまができる。
大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行えが項の規定による報告を受けた都道府県知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重

他の必要な措置を講ずるものとする。めに必要な措置を講ずることができるよう、私立学校法第六条に規定する権限の適切な行使そのめに必要な措置を講ずることができるよう、私立学校法第六条に規定する権限の適切な行使その 置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のたる 都道府県知事は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校法人又はその設

る権限を新たに与えるものと解釈してはならない。 4 前二項の規定は、都道府県知事に対し、学校法人が設置する学校に対して行使することができ

地方公共団体の長」という。)に報告しなければならない。

地方公共団体の長(以下「認定が発生した旨を、同法第十二条第一項の規定による認定を受けた地方公共団体の長(以下「認定が発生した旨を、同法第十二条第一項各号に掲げる場合には、当該学校設置会社の代表取締役又は代表執行役を通じて、重大事態に規定する学校設置会社をいう。以下この条において同じ。)が設置する学校は、第二十八条第第三十二条 学校設置会社(構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)第十二条第二項

は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて2 前項の規定による報告を受けた認定地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又

第

調査を行う等の方法により、 第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うこと

- 社又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発・認定地方公共団体の長は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校設置会 生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、構造改革特別区域法第十二条第十項に
- ることができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。 規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。 前二項の規定は、認定地方公共団体の長に対し、学校設置会社が設置する学校に対して行使す
- 5 あるのは「第五項において準用する前項」と、第三項中「前項」とあるのは「第五項において準を有する理事」と、「第十二条第一項」とあるのは「第十三条第一項」と、第二項中「前項」と のは「次項において準用する前二項」と読み替えるものとする。 あるのは「第十三条第三項において準用する同法第十二条第十項」と、前項中「前二項」とある 用する前項」と、「学校設置会社」とあるのは「学校設置非営利法人」と、「第十二条第十項」と 定する学校設置非営利法人をいう。)が設置する学校について準用する。この場合において、第第一項から前項までの規定は、学校設置非営利法人(構造改革特別区域法第十三条第二項に規 項中「学校設置会社の代表取締役又は代表執行役」とあるのは「学校設置非営利法人の代表権

(文部科学大臣又は都道府県の教育委員会の指導、助言及び援助)

第三十三条 ほか、文部科学大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県の教育委員会は市町村に対し、重大7三十三条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十五条の四第一項の規定による は援助を行うことができる。 事態への対処に関する都道府県又は市町村の事務の適正な処理を図るため、 必要な指導、助 言又

第六章 雑則

(学校評価における留意事項)

第三十四条 学校の評価を行う場合においていじめの防止等のための対策を取り扱うに当たって れるようにしなければならない。 れるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価 いじめの事実が隠蔽されず、 並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行合においていじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行合においていじめの財出等のするのます;]

(高等専門学校における措置)

第三十五条 為への対処のための対策に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 等専門学校に在籍する学生に係るいじめに相当する行為の防止、当該行為の早期発見及び当該 等専門学校に在籍する学生に係るいじめに相当する行為の防止、当該行為の早期発見及び当該行て同じ。)の設置者及びその設置する高等専門学校は、当該高等専門学校の実情に応じ、当該高 高等専門学校(学校教育法第一条に規定する高等専門学校をいう。以下この条にお

(施行期日)

(検討)

第一条 この法律は、 公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

第二条 いじめの防止等のための対策については、この法律の施行後三年を目途として、この法律 必要な措置が講ぜられるものとする。 の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて

ができるよう、当該児童等の学習に対する支援の在り方についての検討を行うものとする。 当の期間学校を欠席することを余儀なくされている児童等が適切な支援を受けつつ学習すること 政府は、いじめにより学校における集団の生活に不安又は緊張を覚えることとなったために相 抄

則 (平成二六年六月二〇日法律第七六号)

施行期日)

一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

(施行期日) (平成二七年六月二四日法律第四六号)

抄

第一条 この法律は、 平成二十八年四月一日から施行する

附 則 (平成二八年五月二〇日法律第四七号) 抄

一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。

第

施行期日

附 則 (令和元年五月二四日法律第一一号)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十二年四月一日から施行する。

(令和三年四月二八日法律第二七号)

(施行期日)

第一条 この法律は、 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

ら施行する。 則 (令和五年一二月二〇日法律第八八号)

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年十月一日から施行する。ただし、 号に定める日から施行する。 次の各号に掲げる規定は、 当該各

月一日 第一条(次号に掲げる改正規定を除く。)並びに附則第九条及び第十条の規定 令和六年